

奈良県個人情報保護条例及び奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年八月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十二号

奈良県個人情報保護条例及び奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(奈良県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第十九条第七号」を「第十九条第八号」に、「同条第八号」を「同条第九号」に改める。

(奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年十二月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第五条第一項中「第十九条第十号」を「第十九条第十一号」に改める。

附 則

この条例は、令和三年九月一日から施行する。